

議員提案第3号 江南市議会議場に国旗および市旗掲揚条例の制定について
〈反対討論原稿・実際の討論とは少し違っているところもあります〉

日本共産党議員団を代表し反対の立場から討論を行います。

まず条例の提出の問題です。

私たちにとっては、まったく寝耳に水の提案であり、こんなことが通っていくのかという思いです。

議会にかかわる問題でありながら、ほとんど議論もないまま突然提案されました。

各派代表者会議で一致しないものは、多数の論理で強行するというやり方は、従来の江南市の議会のあり方からも、今後に禍根を残すものになります。

次に内容です。

提案説明の中に、縷々歴史が述べられ、日の丸が国旗として数百年にわたって、国民の中に定着してきたかの様な説明がありました。

しかし日の丸が国旗として正式に認められたのは、平成11年(1990年)8月に制定された国旗・国歌法であります。

今まで一般的に使われていたのは、明治3年制定の商船規則で「御国旗」として規定され日本船の目印として採用されたものであり、その後国旗として制定するための動きはありましたが、正式に国旗として制定されたことはありません。

ですからH11年に国旗・国歌法が制定されたときに、あわせて商船規則(明治3年太政官布告第57号)は廃止されています。

国旗としては歴史の浅いものです。

とはいっても、実際には明治以降「御国旗」といったように明治天皇や昭和天皇の統合の象徴として商船だけではなく軍艦や戦闘機さらに一般家庭でも掲揚するよう奨励されるようになったものです。

現在 なぜ日の丸にこれだけの議論があるかといえば、第2次世界大戦における日本の侵略によって多大な犠牲を受けたアジアの人々にとって、また日の丸を先頭に戦地に駆り出されて行った日本の国民にとって消すことのできない特別の感情があることは当然のことです。

こうした思いも含め日の丸に対する様々な意見や感情があり、議会でも意見の一致を見ていないものです。

国旗・国歌法の成立の際にも国会審議で明らかのように、内心の自由を犯してまで強制すべきものではありません。にもかかわらず、言論の府である本会議場に反対を押し切ってまで掲揚するものではありません。

また条例案は、議場に国旗・市旗を掲揚するとあるだけで、その方法や大きさなど一切明らかになっておりません。内容を示すこともできないで賛否を問うこと自身全く不備であり体をなしていないことを申し上げ反対討論を終わります。